○国土交通省告示第二百七十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に 基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規 定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和元年七月八日

国土交通大臣 石井 啓一

- 第1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社
- 第2 事業の種類 一般国道468号新設工事(有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事・千葉県成田市吉岡字大安場地内から同県山武郡横芝光町遠山字庚塚地内まで)並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 千葉県成田市吉岡字大安場及び字道印田、新田字道印田、水の上、多 良貝、一鍬田字甚兵衛山、川上並びに大栄十余三地内

千葉県香取郡多古町一鍬田字馬場山、字木戸向、字木戸、字宅地、字山ノ下、字山ノ下向、字向、字モチ田及び字大ヨロ、飯笹字五辻及び字大蔵、間倉字ミノワ、字かや田、字五井台、字金堀、字後田、字宮台、字宮様辺田、字宮様向、字宮様、字木手下、字加茂台、字加茂台上及び字加茂台下、喜多大原字助藤、字平台、字木戸口及び字白幡、喜多字中ノ沢、字上谷台、字犬ケ谷、字並木、字蛇ケ尻、字長者谷、字先上、字東佐野沢、字木戸谷、字木戸及び字東佐野、林字小楢、字房谷、字新林、字宮田、字中ノ峯、字水垂、字当木、字瓜谷、字上人塚、字内輪戸、字栗剝谷、字外輪戸、字大林及び字田向、五反田字高大、字房作、字町道上、字万作台、字万谷、字宮前、字栗島、字宮ノ下、字宮下、字谷、字向山、字亀田台及び字川戸、水戸字倉持、字クラ持、字母木戸台、字母木戸、字塚ノ後、字柳谷、字塚ノ前、字岩谷及び字七折並びに千田字鴻ノ巣、字七折、字脇谷、字三町田、字向山、字和田下、字大坂、字山ノ台、字古屋敷及び字屋倉地内

千葉県山武郡芝山町菱田字奥中峯、字上二又、字二又台及び字二本木、境字山ノ台、字上郷、字半蔵及び字境谷並びに殿部田字侭田谷、字奥柳、字柳谷、字後谷、字厚朴台、字池の内、字池下及び字三種田地内

千葉県山武郡横芝光町谷台、谷台字西耕地、牛熊字東耕地、木戸台字羽抜、字下笠松、字向田、字上笊内、字谷部田及び字後谷、中台字駒岳及び字下大井戸、姥山字下柳谷、字下栁谷、字吹上、字大荒久、字見取塚、字岡崎、字大山、字上栁谷、字三刀台、字永作、字台及び字木戸谷並びに遠山字明神前、字鹿島、字木戸谷、字天ノ作及び字庚塚地内

2 使用の部分 千葉県成田市吉岡字大安場及び字道印田、新田字道印田、水の上、多 良貝、一鍬田字甚兵衛山、川上並びに大栄十余三地内 千葉県香取郡多古町一鍬田字馬場山、字木戸向、字木戸、字宅地、字山ノ下、字山ノ下向、字向、字モチ田及び字大ヨロ、飯笹字五辻及び字大蔵、間倉字ミノワ、字かや田、字五井台、字金堀、字後田、字宮台、字宮様向、字宮様、字木手下及び字加茂台、喜多大原字助藤、字平台、字木戸口及び字白幡、喜多字中ノ沢、字上谷台、字並木、字長者谷、字東佐野沢、字木戸谷、字木戸及び字東佐野、林字小楢、字房谷、字中ノ峯、字水垂、字当木、字瓜谷、字上人塚、字外輪戸、字栗剝谷、字大林及び字田向、五反田字町道上、字万作台、字万谷、字栗島、字宮ノ下、字宮前、字宮下、字谷、字向山及び字亀田台、水戸字倉持、字クラ持、字母木戸台、字母木戸、字塚ノ後、字柳谷、字塚ノ前、字岩谷及び字七折、千田字鴻ノ巣、字七折、字脇谷、字三町田、字向山、字和田下、字大坂、字古屋敷及び字屋倉並びに牛尾字侭田基及び字遠谷地内

千葉県山武郡芝山町菱田字奥中峯、字上二又及び字二又台、境字山ノ台、字上郷、字半藏及び字境谷、高谷字侭田台及び字ゼナ並びに殿部田字侭田谷、字二枚戸、字奥柳、字後谷、字厚朴台、字池の内、字池下及び字三種田地内

千葉県山武郡横芝光町谷台、谷台字西耕地、牛熊字東耕地、木戸台字羽抜、字下笠松、字向田、字上笊内、字谷部田及び字後谷、中台字駒岳、字下大井戸、姥山字下柳谷、字下栁谷、字吹上、字大荒久、字見取塚、字岡崎、字大山、字上栁谷、字三刀台、字台及び字木戸谷並びに遠山字明神前、字鹿島及び字木戸谷地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道468号新設工事(有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事)並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事」(以下「本件事業」という。)は、千葉県成田市吉岡字大安場地内の大栄ジャンクションから山武市松尾町谷津字千神地内の松尾横芝インターチェンジまでの延長18.5kmの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする一般国道新設工事並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道468号新設工事(有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事)」(以下「本体事業」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事(以下「関連事業」という。)は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路及び施工ヤードの設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社による公共事業・有料道路事業合併施行方式により建設するものであるが、一般国道の新設については、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものであること、また、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路の新設については、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、東日本高速道路株式会社は、本件事業について、平成25年6月11日付けで機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する許可を受け、平成30年3月30日付けで機構と協定の一部を変更する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から変更許可を受けていること、起業者である国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道468号(有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」。以下「本路線」という。)は、東京都心から約40kmから60kmの間に位置する神奈川県横浜市及び厚木市、東京都八王子市及び青梅市、埼玉県川越市、茨城県つくば市並びに千葉県成田市及び木更津市その他の都市を環状に結び、また、首都圏から放射状に伸びる高速自動車国道等と相互に連絡することにより、東京都心部への自動車交通の集中により生じる交通混雑の緩和、東京都心部への一極集中から業務核都市等の拠点的な都市を中心とした自立性の高い地域の形成、環状に結ばれる都市相互の機能分担及び連携・交流を促進する分散型ネットワーク構造への再編整備による首都圏全体の調和の取れた発展等を目的とする延長約300kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する成田市及び東金市のうち、成田市は国内外への物流等に重要な 役割を担っている成田国際空港を擁しており、東金市は製造業を中心とした工業団 地を擁し、製造された工業製品等は一般国道409号及び東関東自動車道水戸線等を 介して県内外へ輸送されている。

本件区間とおおむね並行する主要幹線道路としては、一般国道51号、一般国道409号及び主要地方道成田松尾線があるが、本件区間に対応する区間(以下「現道」という。)は物流等に広く利用されるとともに、成田市等の既成市街地を通過していることなどから、地域住民等による地域内交通と物流等による通過交通とがふく

そうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、一般 国道51号の一般国道464号~主要地方道成田小見川鹿島港線間で35,273台/日、一 般国道409号の千葉県富里市七栄地内で26,603台/日、主要地方道成田松尾線の八 日市場八街線~芝山町・横芝光町境間で13,018台/日であり、混雑度はそれぞれ1. 23、1.59、1.32となっている。

本件事業の完成により、既に供用済みである本路線の他の区間と接続し、東関東自動車道水戸線等と連絡することで、広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、東京都心部への自動車交通の集中により生じる交通混雑の緩和、東京都心部への一極集中から業務核都市等の拠点的な都市を中心とした自立性の高い地域の形成、環状に結ばれる都市相互の機能分担及び連携・交流を促進する分散型ネットワーク構造への再編整備による首都圏全体の調和の取れた発展、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。また、災害時の緊急輸送路としての機能も有するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画 決定権者である千葉県知事が、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づき、 平成20年1月に大気質、騒音、振動等について環境影響評価を実施しており、その 結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音 については環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基 準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び同評価以降に新 たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成31年1月に、同法等に準じて任意で同評 価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされてお り、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環 境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該 措置を講ずることとしている。

また、同評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)における国内希少野生動植物種であるチュウヒ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧 I B類として掲載されているゲンゴロウブナ、ホトケドジョウ等、絶滅危惧 II 類として掲載されているサシバ、マダラコガシラミズムシ等、準絶滅危惧として掲載されているオオタカ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種(以下単に「重要な種」という。)が、植物については、

環境省レッドリストに絶滅危惧 I B類として掲載されているオオアカウキクサ、絶滅危惧 II 類として掲載されているサンショウモ、キンラン等、準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、サシバ及びオオタカについては、営巣が確認されていることから、専門家の指導助言を受け、樹木によるのり面緑化等を、ホトケドジョウについては、工事の実施により一時的に生息環境が改変されることから、切廻し水路及び仮設沈砂池を設置することにより、河川、水路等への雨水によるのり面表流水の濁水流出の低減を、マダラコガシラミズムシ等については、道路照明によって生息環境が変化することから、光対策型照明及び誘引低減効果のある照明の設置を、キンラン等については、生育環境が改変されることから、移植を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地が49箇所存在するが、このうち12箇所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る37箇所についても千葉県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令(昭和45年政令第320号)による第1種第3級の規格に基づき2車線の自動車専用道路を新たに建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、成田市区間、香取郡多古町区間、山武郡芝山町区間、同郡横芝光町区間及び山武市区間のいずれの区間も、平成20年1月18日に都市計画決定された都市計画と、それぞれ車線数、のり面等を除き基本的内容について整合しているものであり、4車線の事業として都市計画決定された区域の範囲を基本に、線形、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行箇所が決定されていることから、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事及び関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利

用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件事業の完成により、既に供用済みである本路線の他の区間と接続し、東関東自動車道水戸線等と連絡することで、広域的な高速交通ネットワークを形成し、東京都心部への自動車交通の集中により生じる交通混雑の緩和、東京都心部への一極集中から業務核都市等の拠点的な都市を中心とした自立性の高い地域の形成、環状に結ばれる都市相互の機能分担及び連携・交流を促進する分散型ネットワーク構造への再編整備による首都圏全体の調和の取れた発展、物流の効率化等を図るとともに、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があり、さらに、災害時の緊急輸送路としての役割も期待されることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、千葉県知事を会長とする首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、 それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

- 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 千葉県成田市役所、香取郡多古 町役場、山武郡芝山町役場及び同郡横芝光町役場
- 第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

千葉県成田市吉岡字大安場及び字道印田、新田字道印田、水の上、多良貝、一鍬田字甚兵衛山、川上並びに大栄十余三地内

千葉県香取郡多古町一鍬田字馬場山、字木戸向、字木戸、字宅地、字山ノ下、字山

ノ下向、字向、字モチ田及び字大ヨロ、飯笹字五辻及び字大藏、間倉字ミノワ、字かや田、字五井台、字金堀、字後田、字宮台、字宮様辺田、字宮様向、字宮様、字木手下、字加茂台、字加茂台上及び字加茂台下、喜多大原字助藤、字平台、字木戸口及び字白幡、喜多字中ノ沢、字上谷台、字犬ケ谷、字並木、字蛇ケ尻、字長者谷、字先上、字東佐野沢、字木戸谷、字木戸及び字東佐野、林字小楢、字房谷、字新林、字宮田、字中ノ峯、字水垂、字当木、字瓜谷、字上人塚、字内輪戸、字栗剝谷、字外輪戸、字大林及び字田向、五反田字高大、字房作、字町道上、字万作台、字万谷、字宮前、字粟島、字宮ノ下、字宮下、字谷、字向山、字亀田台及び字川戸、水戸字倉持、字クラ持、字母木戸台、字母木戸、字塚ノ後、字柳谷、字塚ノ前、字岩谷及び字七折、千田字鴻ノ巣、字七折、字脇谷、字三町田、字向山、字和田下、字大坂、字山ノ台、字古屋敷及び字屋倉並びに牛尾字侭田基及び字遠谷地内

千葉県山武郡芝山町菱田字奥中峯、字上二又、字二又台及び字二本木、境字山ノ台、字上郷、字半蔵及び字境谷、高谷字侭田台及び字ゼナ並びに殿部田字侭田谷、字二枚戸、字奥柳、字柳谷、字後谷、字厚朴台及び字池の内地内